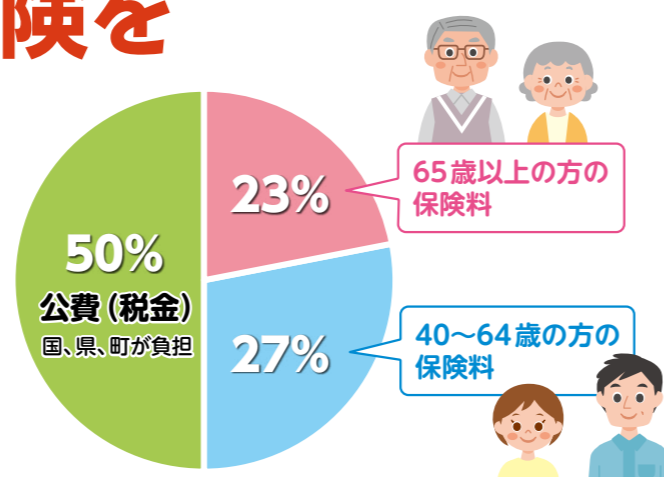


社会全体で介護保険を支えています

介護保険は、国や県、町が負担する「公費（税金）」と、みなさん一人ひとりが納める「介護保険料」を財源として運営されています。
介護保険料はきちんと納めましょう。



65歳以上の方の介護保険料の決め方

65歳以上の方の介護保険料は、町の介護保険サービスの費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

基準額の決め方

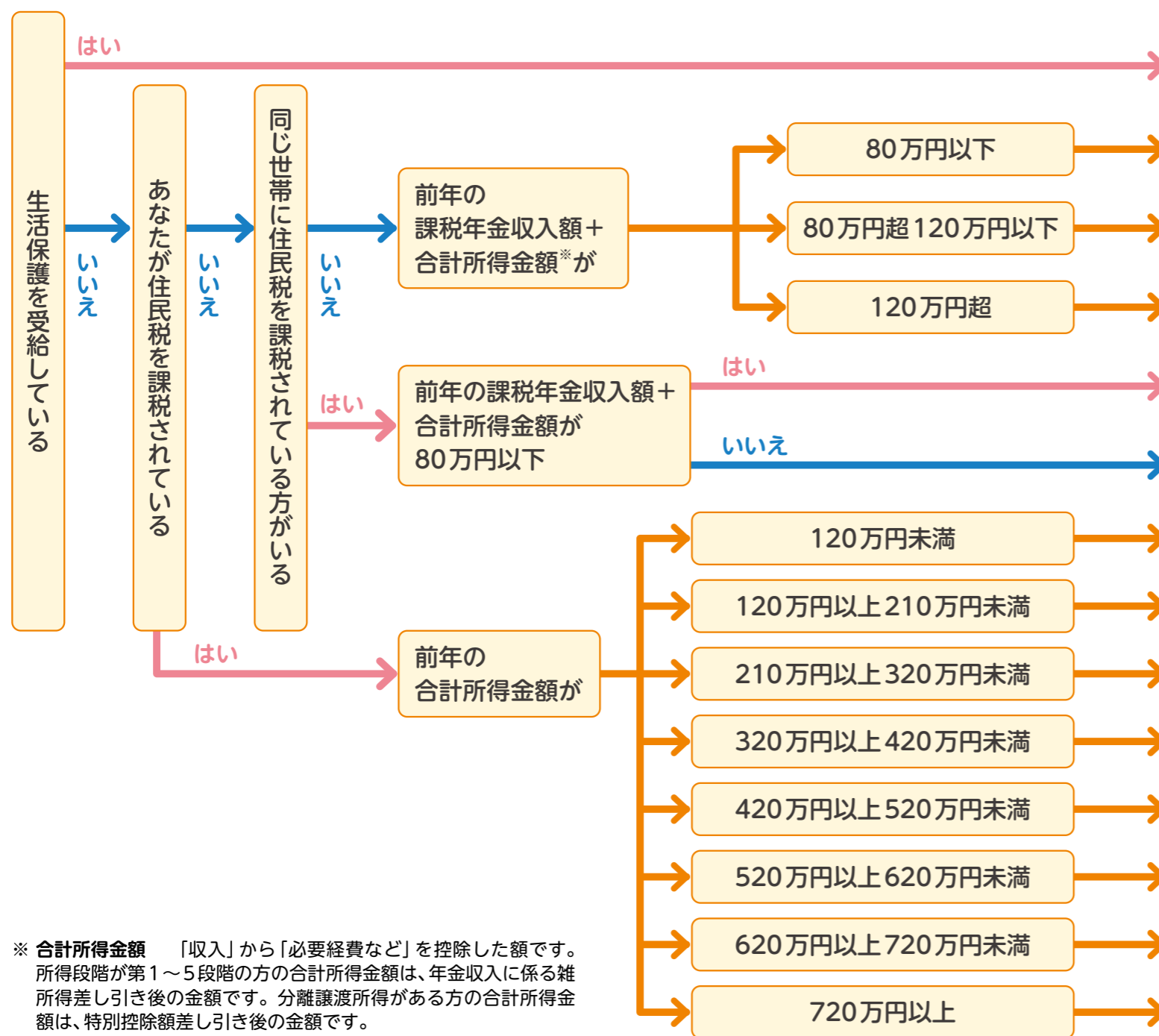
$$\text{町に必要な介護保険サービスの総費用} \times \text{65歳以上の方の負担分 23\%} \div \text{町に住む65歳以上の方の人数}$$

＝ 境町の令和6～8年度の介護保険料の基準額 **69,600円**（年額）

介護保険料は、この「基準額」をもとに、所得状況に応じて、13段階に分かれます。

所得段階	対象となる方	調整率	保険料（年額）
第1段階	・生活保護受給者の方	基準額 × 0.285	19,830円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額*の合計が	80万円以下	基準額 × 0.485
第3段階		80万円超 120万円以下	基準額 × 0.685
第4段階		120万円超の方	基準額 × 0.90
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が	80万円以下の方	基準額 × 0.90
第6段階		80万円超の方	基準額 × 1.00
第7段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が	120万円未満の方	基準額 × 1.20
第8段階		120万円以上 210万円未満の方	基準額 × 1.30
第9段階		210万円以上 320万円未満の方	基準額 × 1.50
第10段階		320万円以上 420万円未満の方	基準額 × 1.70
第11段階		420万円以上 520万円未満の方	基準額 × 1.90
第12段階		520万円以上 620万円未満の方	基準額 × 2.10
第13段階		620万円以上 720万円未満の方	基準額 × 2.30
	720万円以上の方	基準額 × 2.40	167,040円

あなたの介護保険料は？



* 合計所得金額 「収入」から「必要経費など」を控除した額です。所得段階が第1～5段階の方の合計所得金額は、年金収入に係る雑所得差し引き後の金額です。分離譲渡所得がある方の合計所得金額は、特別控除額差し引き後の金額です。